令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:橿原市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86. 7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76. 9%
全職員	62. 3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

PA INTERNAL PARTY	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98. 5%
本庁課長相当職	97. 0%
本庁課長補佐相当職	97. 4%
本庁係長相当職	94. 5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	100. 8%
31~35年	96. 8%
26~30年	93. 4%
21~25年	95. 2%
16~20年	91. 5%
11~15年	88. 9%
6~10年	85. 0%
1~5年	91. 8%

【説明欄】

【差異の要因】

扶養手当について、受給者に占める男性の割合は81.0%であり、男性への支給が非常に多い。 児童手当について、受給者に占める男性の割合は77.6%であり、男性への支給が非常に多い。 超過勤務手当について、支給総額に占める男性の割合は63.8%であり、男性への支給が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。